

陸上自衛隊達第 2 4—4 号

懲戒処分等の基準に関する達（昭和 3 4 年陸上自衛隊達第 2 4—4 号）の全部を改正する。

昭和 5 3 年 7 月 7 日

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

懲戒処分等の基準に関する達

改正 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号 昭和 59 年 6 月 26 日達第 122—122 号
昭和 60 年 12 月 21 日達第 122—124 号 昭和 62 年 3 月 10 日達第 24—4—1 号
平成 6 年 3 月 29 日達第 24—4—2 号 平成 15 年 2 月 28 日達第 24—4—3 号
平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号 平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号
平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号 平成 25 年 3 月 29 日達第 122—259 号
平成 30 年 3 月 27 日達第 24—4—4 号 令和 2 年 2 月 21 日達第 24—4—5 号

（目的及び範囲）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めることを目的とする。

2 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 76 条、第 78 条及び第 81 条の規定に基づき出動を命ぜられたとき、並びに同法第 77 条及び第 79 条に基づき出動待機命令が発せられたときの基準については、この達によるほか別に定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒権者等 任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号）第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条、第 52 条、第 52 条の 2、第 73 条第 1 項、第 74 条第 1 項及び第 75 条の規定により陸上自衛隊において懲戒処分の権限を有する者（以下この号において「懲戒権者」という。）並びに訓戒等に関する訓令（昭和 31 年防衛庁訓令第 33 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。
- (2) 停職 6 月以上 免職、降任及び 6 月以上の停職をいう。
- (3) 停職 3 月以上 免職、降任及び 3 月以上の停職をいう。
- (4) 重処分 軽処分以外の懲戒処分をいう。
- (5) 軽処分 自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 8 5 条第 1 項に規定する 5 日以内の停職、減給合算額が俸給月額額の 3 分の 1 を超えない減給又は戒告をいう。

(6) 加重 規律違反の態様に応ずる処分基準の上限より、懲戒処分等の種別又はその程度を重くすることをいう。

(7) 軽減 規律違反の態様に応ずる処分基準の下限より、懲戒処分等の種別又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒権者等の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うに当たっては、その本旨にかんがみ、いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実の真相を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に着意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって、処分の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条に記載した順序による。

2 降任については、2級下位の階級又は職務の級にくだすもの、停職については当該処分の期間が長期のもの、減給については減給率が高いものを重いとする。

(免職適用の基準)

第6条 免職は、隊員が職務の遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事犯に該当する規律違反等自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を行った場合に適用する。

(降任適用の基準)

第7条 降任は、隊員が免職には該当しないが自己の階級等に著しくふさわしくない規律違反を行った場合に適用する。

(停職適用の基準)

第8条 停職は、隊員が降任以上には該当しないが職務の遂行上重大な影響を及ぼす規律違反又は悪質な刑事犯に該当する規律違反を行った場合に適用する。

(減給適用の基準)

第9条 減給は、隊員が停職以上には該当しないが比較的重大な規律違反を行った場合に適用する。

(戒告適用の基準)

第10条 戒告は、隊員が減給以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(訓戒適用の基準)

第11条 訓戒は、隊員が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(注意適用の基準)

第12条 注意は、隊員が訓戒を行うまでには至らないが不問に付することも適当でない極めて軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表第1のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行った者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

2 集団による規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

(懲戒処分等の加重等)

第15条 規律違反が、次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

(1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合

(2) 2人以上共謀して規律違反を行った場合

(3) 集団による規律違反を主動した場合

2 次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重することができる。

(1) 懲戒処分を受けた者が、その懲戒処分の日から起算して1年以内において、又は訓戒を受けた者がその申し渡しを受けた日から起算して6か月以内において更に規律違反を行った場合

(2) 期間にかかわらず、過去に受けた懲戒処分等に係る規律違反と同一の規律違反を行った場合

(3) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第73条第1項の規定による被疑事実通知書の送達から同令第77条第3項の規定による懲戒処分宣告書又は訓戒等に関する訓令第3条の規定による訓戒書若しくは注意書の交付までの間に規律違反を重ねた場合

3 2以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分基準を合算する。ただし、同一の規律違反を複数回重ねた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その処分基準について単に全部を合算しない。

4 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第16条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

(1) 天災地変等不可抗力による場合

(2) 正当防衛の場合

(3) 緊急避難のときで隊員としての義務に違反しない場合

(4) 心神喪失中の場合（本人の責に帰すべき理由があるときを除く。）

2 規律違反者が、次の各号の一に該当する場合は情状をしゃく量し、懲戒処分等を軽減することができる。

(1) 極めて困難な任務遂行中の場合

(2) 過剰防衛又は過剰避難の場合

(3) 心神耗弱中の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

(4) 平素の勤務態度が優良な場合

- (5) 自首した場合
 - (6) 改しゅんの情が顕著である場合
 - (7) 未遂の場合
 - (8) その他軽減すべき相当の理由がある場合
- 3 次の各号のいずれかに該当する者が、営内生活等の不慣れに起因する規律違反を行ったときは、その者に対する懲戒処分等は前項に定めるところによるほか更に軽減することができる。
- (1) 自衛官候補生として採用され6月を経過しない者
 - (2) 2等陸士として採用され6月を経過しない者
 - (3) 行政職俸給表(一)の1級及びこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官等として採用され6月を経過しない者
(加重及び減免の処分基準)

第16条の2 第15条に規定する懲戒処分等の加重並びに前条第2項及び同条第3項に規定する懲戒処分等の軽減の処分基準は、別表第2のとおりとする。

(別表第1に定める以外の規律違反に対する処分)

第17条 別表第1に定める以外の規律違反に対する懲戒処分等の種別及び程度を決定するに当たっては、懲戒権者等は違反態様、違反行為の原因、動機、状況、結果等を考慮し、更に当該隊員の行為前後の態度、懲戒処分等の処分歴、社会的環境、選択する処分の部内外に及ぼす影響等を考慮して自衛隊の規律維持の見地から公正かつ相当と判断される処分を決定しなければならない。

附 則

この達は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の出紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和59年6月26日陸上自衛隊達第122—122号)

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号)

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の出紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和62年3月10日陸上自衛隊達第24—4—1号)

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日陸上自衛隊達第24—4—2号)

この達は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成15年2月28日陸上自衛隊達第24—4—3号)

この達は、平成15年3月3日から施行する。

附 則(平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月30日陸上自衛隊達第122—245号）

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日陸上自衛隊達第122—248号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日陸上自衛隊達第122—259号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第24—4—4号）

1 この達は、平成30年7月1日から施行する。

2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月21日陸上自衛隊達第24—4—5号）

1 この達は、令和2年3月1日から施行する。

2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

1 職務に関する違反

違反態様		処分基準	適用基準
(1) 特 別 勤 務 上の違反	ア 重大な場合	重処分 （減給を 除く。）	1 本処分基準は、当直勤務、警 衛勤務、営外巡察勤務その他の 特別勤務についている隊員が 職務上の義務違反行為を行っ た場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」 又は「軽微な場合」のいずれの 場合に該当するかは、違反行為 の原因、動機及び状況、特別勤 務の種類、違反者の地位階級、 結果の程度並びに部内外に及 ぼす影響等を考慮して判断す るものとする。
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様			処分基準	適用基準
(2) 上官等 及び特 別勤務 者に対 する反 抗不服 従等	ア 傷 害	(ア) 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が上官等及び特別勤務者に対し、反抗不服従の行為をした場合又は傷害、暴行若しくは脅迫若しくは暴言、名誉毀損若しくは侮辱した場合に適用する。特に自衛隊は、階級により指揮統率が行われる組織のため、本違反行為が生起した場合には、その秩序を著しく乱すおそれがあることから、特に厳しい処分基準とされている。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生起した際の状況、違反行為をした者及び上官等の階級又は官職、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。
		(イ) 軽微な場合	1 月以上の 停職	

(2) 上官等 及び特 別勤務 者に対 する反 抗不服 従等	イ 暴行又 は脅迫	(ア) 重大な場合	免 職	(1) 傷害において、 ア 「重大な場合」とは、 (ア) 刃物又はこれに相当する凶器（以下「刃物等」という。）を用いて傷害を負わせた場合 (イ) 殺意をもって暴行を加え、傷害を負わせた場合 (ウ) 勤務に支障をきたす程度の傷害を負わせた場合 (エ) 傷害を負わせた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (オ) 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合 イ 「軽微な場合」とは、暴行を加え、傷害を負わせた場合をいう。 (2) 暴行又は脅迫において、 ア 「重大な場合」とは、 (ア) 刃物等を用いて暴行又は脅迫を加えた場合 (イ) 殺意をもって暴行を加えた場合
		(イ) 軽微な場合	停 職 の 重 処 分	

(2) 上官等 及び特別勤務者に対する反抗不服従等	ウ 反抗不服従	(ア) 極めて重大な場合	免 職	(ウ) 暴行又は脅迫を加えた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合 イ 「軽微な場合」とは、暴行を加え又は脅迫をした場合
		(イ) 重大な場合	停 職 の 重 処 分	(3) 反抗不服従において、 ア 「極めて重大な場合」とは、反抗不服従の結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合をいう。 イ 「重大な場合」とは、 (ア) 命令や指示に従わない行為を繰り返した場合 (イ) 反抗不服従の結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 ウ 軽微な場合とは、命令や指示に従わなかった場合をいう。
		(ウ) 軽微な場合	停 職 の 軽 処 分	(4) 暴言、名誉毀損又は侮辱等において、 ア 「極めて重大な場合」とは、 (ア) 暴言を吐き、名誉毀損し、又は侮辱した結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合

(2) 上官等 及び特 別勤務 者に対 する反 抗不服 従等	エ 暴言 名誉毀 損又は 侮辱	(ア) 極めて重大 な場合	免 職	(イ) 不特定多数の者が 容易に閲覧できる状 況で、上官等の名誉を 著しく傷つけ又は上 官等を侮辱した場合 イ 「重大な場合」とは、 (ア) 暴言を吐き、名誉を 毀損し、又は侮辱をし た結果、公務の運営に 支障を生じさせた場 合 (イ) 公務中の上官等 に対し暴言を吐き、名 誉を毀損し、又は侮 辱をした場合 (ウ) 不特定多数の者 が容易に閲覧できる 状況で、上官等の名 誉を傷つけ、又は上 官等を侮辱した場合 ウ 「軽微な場合」と は、 (ア) 暴言を吐いた場 合 (イ) 名誉を害した場 合 (ウ) 侮辱した場合
		(イ) 重大な場合	停 職 の 重 処 分	3 上官以外の上位の階級を 有する者に対して第1項に 掲げる行為を行った場合は、 本基準に準じて処分を行う ものとする。
		(イ) 軽微な場合	軽処分	4 上官は、指揮系統上、上位 にある者をいう。

違反態様		処分基準	適用基準
(3) 職権濫用	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員がその職務上の権限、地位を違法又は不当に利用して、次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 (1) 人をして義務のないことを行わせること (2) 人の権利を侵害すること (3) その他職務上の権限の範囲を著しく逸脱すること
	イ 軽微な場合	停職の軽処分	2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為等の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、階級及び権限の内容、被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。
	ウ 極めて軽微な場合	戒告	(1) 「重大な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の違法性又は不当性が強く、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の違法性若しくは不当性が強い場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。

違反態様		処分基準	適用基準
(4) 試験に関する不正	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、受験者、試験官等である隊員が自衛隊で行う試験において、不正行為を行った場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、試験の種類、結果の程度、違反者の地位階級並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、採用試験、選抜試験等人事管理上重大な影響を有する試験に関して不正行為が行われた場合又はその試験における不正行為で部内外に重大な影響を及ぼした場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様				処分基準	適用基準	
(5) 情報保全に関する違反	ア 秘密漏えい等	(ア) 故意の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	免 職	1 本処分基準は、情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準（平成18年5月29日防人1第5092号）に規定する隊員が秘密漏えい等を行い、又は情報保全義務違反を行った場合並びに情報管理者等義務違反を行った場合に適用する。 2 秘密漏えい等の場合又は情報保全義務違反を行った場合において違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、注意義務違反の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、注意義務を著しく怠り、又は、部内外に及ぼす影響が著しく大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、注意義務を怠り、又は、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは「重大な場合」に至らない場合をいう。 3 「公表資料等」とは、防衛省・自衛隊が部外へ公表する情報で、文書、電子データ、図画及び物件をいう。	
			b 秘密、注意、部内限り	重処分 （減給を除く。）		
			c 解禁前の公表資料等	軽処分以下		
		(イ) 過失の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合		免 職
				(b) 重大な場合		重処分 （減給を除く。）
				(c) 軽微な場合		停職の 軽処分
			b 秘 密	(a) 極めて重大な場合		重処分 （減給を除く。）
				(b) 重大な場合		軽処分 （戒告を除く。）
				(c) 軽微な場合		戒告以下
			c 注意、部内限り	(a) 極めて重大な場合		停職の軽処分
				(b) 重大な場合		軽処分 （停職を除く。）
				(c) 軽微な場合		訓戒又は注意

(5) 情報保全に関する違反	イ 情報保全義務違反	(7) パソコン・データ関連の義務違反	a 情報の取扱い	(a) 私有パソコン等で業務用データを取り扱ったが流出しなかった場合	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	重処分（減給を除く。）	4 「私有パソコン等」とは、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体をいう。 5 情報管理者等義務違反は、情報保全の管理者等の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、秘密漏えい等及び情報保全義務違反が発生した場合に適用する。
					<u>2</u> 秘密	停職の重処分	
					<u>3</u> 注意、部内限り	停職の軽処分	
			(b) 指定された官品パソコン以外で業務用データを取り扱った場合	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	減給の軽処分		
				<u>2</u> 秘密、注意、部内限り	軽処分以下（停職を除く。）		
		b 官品パソコン等の取扱い	官品パソコン・官品可搬記憶媒体を許可なく職場から持ち出した場合		停職の重処分又は軽処分		
		c 私有パソコン等の取扱い	(a) 私有パソコン等を許可なく職場に持ち込んだ場合		訓戒又は注意		
			(b) 私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用了場合				
		(4) 紛失	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合		停職の重処分	
				(b) 重大な場合		停職の軽処分	
				(c) 軽微な場合		軽処分（停職を除く。）	

(5) 情報保全に関する違反	イ 情報保全義務違反	(イ) 紛失	b 秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の 軽処分
				(b) 重大な場合	減給の 軽処分
				(c) 軽微な場合	戒告以下
			c 注意、部内 限り	(a) 極めて重大な場合	戒告
				(b) 重大な場合	訓戒
				(c) 軽微な場合	注意
		(ロ) 誤破棄	a 特別防衛 秘密、 特定秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の 軽処分
				(b) 重大な場合	減給の 軽処分
				(c) 軽微な場合	戒告以下
			b 秘密	(a) 極めて重大な場合	減給の 軽処分
				(b) 重大な場合	戒告
				(c) 軽微な場合	訓戒又は 注意
		(エ) その他の 義務違反	a 特別防衛 秘密、 特定秘密、 秘密	(a) 文書等を許可なく複製 した場合	減給の 軽処分
				(b) 文書等を指定された保 管庫に保存しない場合	
				(c) 文書等として管理する 手続きを行わない場合	
				(d) 文書等に「秘」等を標 記しない場合	軽処分 (停職を除く。)
				(e) 保存期間を超過した文 書を長期間破棄しない 場合	

(5) 情報保全に関する違反	イ 情報保全義務違反	(エ) その他の義務違反	b 特別防衛 秘密、 特定秘密	(a) 文書等を 許可なく 持ち出し た場合	<u>1</u> 極めて重大 な場合	重処分 (減給を除 く。)
					<u>2</u> 重大な場合	停職の 軽処分
					<u>3</u> 軽微な場合	減給の 軽処分
				(b) 部内にお いて所定 の暗号を かけずに 文書又は 業務用デ ータをF AX・電 報・メール 等を使用 して送信 した場合	<u>1</u> 極めて重大 な場合	停職の 軽処分
					<u>2</u> 重大な場合	減給の 軽処分
					<u>3</u> 軽微な場合	戒告以下
			c 秘 密	(a) 文書等を 許可なく 持ち出し た場合	<u>1</u> 極めて重大 な場合	停職の 重処分
					<u>2</u> 重大な場合	軽処分 (戒告を除 く。)
					<u>3</u> 軽微な場合	戒告以下
				(b) 部内にお いて所定 の暗号を かけずに 文書又は 業務用デ ータをF AX・電 報・メール 等を使用 して送信 した場合	<u>1</u> 極めて重大 な場合	減給の 軽処分
					<u>2</u> 重大な場合	戒告
					<u>3</u> 軽微な場合	訓戒又は 注意

(5) 情報保全に関する違反	イ 情報保全義務違反	(エ) その他の義務違反	d 個人情報	(a) 個人情報ファイルを記録した媒体を鍵のかかる容器に保管しない場合	軽処分以下 (停職を除く。)
				(b) 業務上知り得た保有個人情報ではない個人情報をみだりに他人に知らせた場合	
			e 注意、部内限り (個人情報を含む。)	(a) 文書等を許可なく持ち出した場合	<u>1</u> 極めて重大な場合 停職の軽処分
					<u>2</u> 重大な場合 軽処分 (停職を除く。)
					<u>3</u> 軽微な場合 訓戒又は注意
				(b) 業務用データを一般回線で送信した場合	訓戒又は注意
				(c) 文書等に「注意」を標記しない場合	

(5) 情報保全に関する違反	ウ 情報管理者等義務違反	(ア) 管理者等の義務を著しく怠った場合	a 秘密漏えい等	(a) 特別防衛秘密、 特定秘密	免 職
				(b) 秘密	重処分 (減給を除く。)
				(c) 注意、部内限り	停職の軽処分
			b 情報保全義務違反	<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	重処分(減給を除く。)
				(a) <u>2</u> パソコン・データ関連の義務違反	停職の重処分
				<u>3</u> 注意、部内限り	軽処分(戒告を除く。)
				<u>4</u> その他の違反	軽処分(停職を除く。)
				<u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
				(b) <u>2</u> 紛 失	停職の軽処分
				<u>3</u> 注意、部内限り	戒告
				(c) <u>1</u> 誤破棄	停職の軽処分
				<u>2</u> 秘密	減給の軽処分
				(d) <u>1</u> 特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
				<u>2</u> 秘密	軽処分(戒告を除く。)
				<u>3</u> 注意、部内限り	減給の軽処分

(イ) 管理者等 の義務を 怠った場 合	a 秘密漏え い等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密		停職の重処 分
		(b) 秘 密		停職の軽処 分
		(c) 注意、部内限り		軽処分(停職 を除く。)
	b 情報保全 義務違反	(a) パソコ ン・デー タ関連の 義務違反	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	軽処分(戒告 を除く。)
			<u>2</u> 秘 密	減給の軽処 分
			<u>3</u> 注意、部内限り	軽処分(停職 を除く。)
			<u>4</u> その他の違反	戒告以下
		(b) 紛 失	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	減給の軽処 分
			<u>2</u> 秘密	軽処分(停職 を除く。)
			<u>3</u> 注意、部内限り	戒告以下
		(c) 誤破棄	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	軽処分(停職 を除く。)
			<u>2</u> 秘密	戒告以下
		(d) その他の 義務違反	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	減給の軽処 分
			<u>2</u> 秘密	軽処分(停職 を除く。)
			<u>3</u> 注意、部内限り	戒 告

(5) 情報 保全 に関する 違反	(ウ) 管理者等 の義務を 一応なし たが不十 分な場合	a 秘密漏え い等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密		減給の軽処 分
			(b) 秘 密		軽処分(停職 を除く。)
			(c) 注意、部内限り		訓戒又は注 意
		b 情報保全 義務違反	(a) パソコ ン・デー タ関連の 義務違反	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	軽処分(停職 を除く。)
				<u>2</u> 秘密	戒 告
				<u>3</u> 注意、部内限り	訓戒又は注 意
				<u>4</u> その他の違反	
			(b) 紛 失	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	戒 告
				<u>2</u> 秘密	訓戒又は注 意
				<u>3</u> 注意、部内限り	
			(c) 誤破棄	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	訓戒又は注 意
				<u>2</u> 秘密	
			(d) その他の 義務違反	<u>1</u> 特別防衛秘密、 特定秘密	戒 告
				<u>2</u> 秘密	訓戒又は注 意
				<u>3</u> 注意、部内限り	

違反態様		処分基準	適用基準
(6) ハラスメント	ア パワー・ハラスメント	(ア) 極めて重大な場合	停職 6 月以上 (免職を基本とする。)
		(イ) 重大な場合	3 月以上 6 月未満の停職
		(ウ) 比較的重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職
		(エ) 軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職
		(オ) 比較的軽微な場合	停職の軽処分
		(カ) 極めて軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)

- 1 本処分基準は、職場の関係において隊員が他の隊員に違法又は不当に精神的若しくは肉体的苦痛を与えるハラスメント及び職場環境を悪化させるハラスメントを行った場合に適用する。
- 2 パワー・ハラスメントとは、階級等の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて隊員に精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- 3 セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び隊員が他の隊員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- 4 その他のハラスメントとは、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントをいう。
- 5 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」、「比較的軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生起した際の状況、違反者及び被害者の階級等、違反者の職務上の権威又は権力、被害者の被害の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。

(6) ハラスメント	イ セクシュアル・ハラスメント	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	(1) パワー・ハラスメントにおいて、 ア 「極めて重大な場合」とは、 (ア) 刃物等を用いた場合 (イ) 被害者の自殺（未遂を含む。）の主たる原因となった場合 (ウ) 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 (エ) 重傷病（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上の傷病をいう。以下この項において「重傷」という。）を負わせた場合 (オ) 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 (カ) 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合 イ 「重大な場合」とは、 (ア) 全治1週間以上1か月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
		(イ) 軽微な場合	軽処分	
		(ウ) 極めて軽微な場合	訓戒又は注意	

(6) ハラスメント	ウ その他のハラスメント	(ア) 重大な場合	重処分	(イ) 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 (ウ) 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に制限が生じた場合 (エ) 複数回又は長期間に渡る暴行を加えた場合 ウ 「比較的重大な場合」とは、 (ア) 全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 (イ) 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に一定の制限が生じた場合 (ウ) 平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 エ 「軽微な場合」とは、 (ア) 平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合 (イ) 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた場合 (ウ) 職務環境を著しく悪化させた結果、公務の運営に支障を生じさせた場合
---------------	-----------------	--------------	-----	--

(6) ハラスメント	ウ その他の ハラスメント	(イ) 軽微な場合	軽処分	オ 「比較的軽微な場合」 とは、 (ア) 胸ぐらをつかむ、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 (イ) 人間関係の切り離しに至る主たる原因となった場合 (ウ) 日常的に威圧的な言動をすることで職場環境を著しく悪化させた場合 カ 「極めて軽微な場合」 とは、 (ア) 過大な要求又は過小な要求をした場合 (イ) 私的なことを過度に立ち入る等の個の侵害をした場合 (ウ) 威圧的な言動により職場環境を著しく悪化させた場合 (エ) 暴言を伴う指導をした場合 (オ) 長時間に渡る拘束等の不適切な指導をした場合
---------------	---------------------	--------------	-----	--

(6) ハラスメント	ウ その他のハラスメント	(ウ) 極めて軽微な場合	訓戒又は注意	(2) セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントにおいて、 ア 「重大な場合」とは、被害の程度が大きい場合又は部隊に及ぼす影響が大きい場合をいう。 イ 「軽微な場合」とは、比較的被害の程度が大きい場合又は比較的部内に及ぼす影響が大きい場合をいう。 ウ 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
---------------	-----------------	-----------------	--------	--

違反態様			処分基準	適用基準
(7) 職務中の 過失傷害 致死	ア 致死	(ア) 重大な場合	停 職 の 重 処分	1 本処分基準は、隊員が職務の遂行中過失により人を傷害し、又は死亡させた場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、職務遂行上必要な注意義務違反の程度、被害の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは職務上必要な注意義務を著しく怠った場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは「重大な場合」に至らない場合をいう。
		(イ) 軽微な場合	軽処分	
	イ 傷害	(ア) 重大な場合	軽処分	
		(イ) 軽微な場合	戒告以下	

違反態様			処分基準	適用基準
(8) 職務上の 注意義務 違反 (職務怠慢 を含む。)	ア 通常なす べき義務 を著しく 怠った場 合	(ア) 極めて重大 な場合	免 職 又 は 降任	1 本処分基準は、隊員が職務を怠り、又は隊員が職務遂行上要求される注意義務を欠いたため職務を不適正に処理した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機、状況、職務の内容、種類、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、職務が隊務遂行上特に重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、職務が隊務遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
		(イ) 重大な場合	停 職 の 重 処分	
		(ウ) 軽微な場合	停 職 の 軽 処分	
	イ 通常なす べき義務 を怠った 場合	(ア) 極めて重大 な場合	停 職 の 重 処分	
		(イ) 重大な場合	停 職 の 軽 処分	
		(ウ) 軽微な場合	減 給 の 軽 処分	
	ウ 通常なす べき義務 を一応な したが不 十分な場 合	(ア) 極めて重大 な場合	停 職 の 軽 処分	
		(イ) 重大な場合	減 給 の 軽 処分	
		(ウ) 軽微な場合	戒告以下	

違反態様		処分基準	適用基準
(9) 政治的行為の制限等違反	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。 (1) 自衛隊法第61条 (2) 同 法第64条 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位、階級等、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(10) 私企業への関与制限等違反	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。 (1) 自衛隊法第60条第2項 (2) 同 法第60条第3項 (3) 同 法第62条第1項 (4) 同 法第63条 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(11) 正当な理由のない 欠勤	ア 20 日以上	免 職	1 本処分基準は、隊員が正当な理由がなく欠勤した場合に適用する。 2 「欠勤」とは、正当な理由がなく勤務の場所につかないこと、又は正当な理由がなく勤務の場所を離れることをいう。
	イ 6 日以上 19 日以内	停職の 重処分	
	ウ 1 日以上 5 日以内	停職の 軽処分	
	エ 1 日未満	減給 1 月 1/15 以下	

違反態様	処分基準	適用基準
(12) 不正外出	軽処分	1 本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可なく駐屯地等から外出した場合に適用する。 なお、本処分基準は、部外診療委託病院に入院を命ぜられている隊員が不正外出等の行為を行った場合に準用する。 2 外出証、身分証明書を不正に使用して外出した場合を含む。 3 「駐屯地等」とは、自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（教育訓練等の場合に設営される野営地及び宿営地を含む。）をいう。

違反態様	処分基準	適用基準
(13) 帰（着）隊時限遅延	減給 1月1/15以下	本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可を受けて外出し、又は休暇等により指定の場所を離れた場所において正当の理由なく、指定の時刻に遅れて帰隊した場合に適用する。 なお、本処分基準は、隊員が理由なく入校赴任等の異動完了時刻に遅れた場合に準用する。

違反態様			処分基準	適用基準
(14) 身分証明書又は警務手帳の 改変等	ア 改変等	(ア) 警務手帳	16日以上の 停職	本処分基準は、隊員が次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 1 身分証明書及び警務手帳の改変又は偽造 2 自己の身分証明書及び警務手帳の貸与又は他人の身分証明書及び警務手帳の不正使用 3 身分証明書及び警務手帳の亡失
		(ウ) 身分証明書	6日以上 15日以下の 停職	
	イ 不正使用	(ア) 警務手帳	6日以上 15 日以下の停 職	
		(ウ) 身分証明書	減給の軽処 分	
	ウ 亡失	(ア) 警務手帳	戒 告	
		(ウ) 身分証明書	訓戒又は注 意	

違反態様		処分基準	適用基準
(15) 服装違反	ア 階級章の濫用	軽処分 (戒告を除く。)	本処分基準は、隊員が服装違反した場合に適用する。
	イ その他の服装違反	戒告以下	

2 物件取扱いに関する違反

違反態様			処分基準	適用基準
(16) 武器の 損壊等	ア 遺棄 隠匿	(ア) 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の保有する武器を遺棄隠匿し、亡失し又は損壊した場合に適用する。 2 「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう。 3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、武器等の種類、注意義務違反の程度、損壊の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 4 「損壊」とは、武器を物理的に破壊し又はその武器の効用を損うことをいう。
		(イ) 軽微な場合	16 日以上の 停職	
	イ 亡失	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	ウ 損壊	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下	

違反態様			処分基準	適用基準
(17) 自衛隊 物件の 損壊等	ア 遺棄 隠匿	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の所有又は保管に係る物件（武器等を除く。）を遺棄隠匿し、亡失し、又は損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 「損壊」とは、物件を物理的に破壊し、又はその物件の効用を損なうことをいう。 3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の種類、注意義務違反の程度、損壊の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 4 不法領得の意思で隠匿した場合は、公金官物不法領得の違反態様によるものとする。
		(イ) 軽微な場合	停職の軽処分	
	イ 亡失	(ア) 重大な場合	停職の重処分	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
	ウ 損壊	(ア) 重大な場合	重処分	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	

違反態様		処分基準	適用基準
(18) 過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊	ア 重大な場合	軽処分 (停職を除く。)	1 本処分基準は、隊員が職務遂行中過失により自衛隊の所有又は保管に係る物件以外の物件を損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の損壊の程度、注意義務違反の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
	イ 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(19) 自衛隊車両の運行に関する違反	ア 極めて重大な場合	停職 3 月以上	1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両等の運行に当たって法令又は通達等に違反した場合に適用する。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、 ア 飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。） イ 故意の無免許運転の場合 ウ ひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 (2) 「重大な場合」とは ア ひき逃げの場合 イ 過失の無免許運転の場合 ウ 無許可運転で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合
	イ 重大な場合	16 日以上 3 月未満の停職	
	ウ 比較的重大な場合	6 日以上 15 日以下の停職	

(19) 自衛隊車両の運行に関する違反	エ 軽微な場合	軽処分	(3) 「比較的重大な場合」とは、 ア あて逃げの場合 イ 無許可運転で軽傷又は物損を伴う場合 ウ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合 (4) 「軽微な場合」とは、 ア 無許可運転の場合 イ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合 ウ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合 (5) 「極めて軽微な場合」とは、 ア 不在放置の場合 イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の場合 3 軽傷又は重傷の程度区分は次に示すところによる。 (1) 「軽傷」とは、全治 30 日未満をいう。 (2) 「重傷」とは、全治 30 日以上をいう。 4 「最高速度」とは、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその速度、その他の道路においては政令で定める最高速度をいう。
	オ 極めて軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(20) 自衛隊船舶及び航空機の運航に関する違反	ア 重大な場合	重処分 (停職を除く。)	1 本処分基準は、隊員が自衛隊船舶及び航空機の運航に当たって、法令又は通達等に違反した場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
	イ 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(21) 失火	ア 重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、隊員が火を失して国が保有し、又は借用している施設その他物件を焼いた場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」、「比較的重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、損害金額が大きい場合で、かつ、公共の危険の発生の程度が大きい場合をいう。 (2) 「比較的重大な場合」とは、損害金額が大きい場合又は公共の危険の発生の程度が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「比較的重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 比較的重大な場合	停職の軽処分	
	ウ 軽微な場合	軽処分 (停職を除く。)	

3 金品取扱いに関する違反

違反態様		処分基準	適用基準
(22) 収賄等	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が収賄その他寄付金強要等の行為を行った場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて重大な場合」のいずれの場合に該当するかは、賄賂(ろ)等の内容、職務の不正の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、 ア 賄賂を受け取り又は要求若しくは約束して、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしない場合 イ 職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関して、賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合 ウ 賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合で、賄賂の内容が現金又は異性間の情交の場合 (2) 「軽微な場合」とは、賄賂を受け取り、又は要求若しくは約束した場合でその賄賂の内容が供述又は贈与物の場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	停職の 重処分	
	ウ 極めて軽微な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(23) 業務上 横領	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が業務上自己の占有する他人の財物を不法に領得した場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、業務に対する背信の程度、財産的損害の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
	イ 軽微な場合	停職の 軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(24) 公金官物 不法領得	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が公金官物について次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 (1) 窃 取 (2) 詐 取 (3) 横 領（業務上横領を除く。） 2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、公金官物の不法領得の種類、公金官物の経済的価値の多寡、部内外に及ぼす影響等によって判断するものとする。 3 「極めて軽微な場合」とは、公金官物の一時借用でその経済的価値が特に少ない場合をいう。
	イ 軽微な場合	停 職 の 重 処 分	
	ウ 極めて軽微 な場合	軽処分	

違反態様		処分基準	適用基準
(25) 調達経理 取得違反	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、職務上調達経理に係る隊員がその職務に関して背任を行った場合、又はその職務上要求される注意義務を怠った場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、損害の程度、違反行為の内容、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、詐欺又は背任の場合 (2) 「軽微な場合」とは、職務上の注意義務を著しく怠ったため、国に対し重大な損害を与えた場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	停 職 の 重 処 分	
	ウ 極めて軽微な場合	軽処分	

4 私的行為に関する違反

違反態様		処分基準	適用基準
(26) 窃盗 ・ 詐欺 ・ 恐喝 ・ 単純横領 等	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が公金官物以外の財物について次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 (1) 窃 取 (2) 詐 取 (3) 喝 取 (4) 横 領
	イ 軽微な場合	停 職 の 重 処 分	2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の地位階級、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく損する場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らないが対象金額が低い場合、違反行為の内容が悪質ではない場合又は財物を一時使用した場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」には至らないが対象金額が極めて低い財物を窃取した場合又は占有離脱した財物を横領した場合をいう。
	ウ 極めて軽微な場合	軽処分	

違反態様			処分基準	適用基準
(27) 傷害、 暴行又は脅迫	ア 傷害	(ア) 極めて重大な場合	停職6月以上 (免職を基本とする。)	1 本処分基準は、隊員が傷害、暴行又は脅迫を行った場合に適用する。 2 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、悪質性及び手段、違反行為に至る原因及び動機、違反行為が生じた状況、結果の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。
		(イ) 重大な場合	3月以上6月未満の停職	(1) 傷害において、 ア 「極めて重大な場合」とは (ア) 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 (イ) 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 (ウ) 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、重傷を負わせた場合 (エ) 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加え、傷害を負わせた場合 (オ) 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合

(27) 傷害、 暴行又 は脅迫	ア 傷害	(ウ) 比較的重大 な場合	1 月以上 3 月 未満の停職	イ 「重大な場合」とは、 (ア) 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、重傷を負わせた場合 (イ) 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治 1 週間以上 1 か月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 (ウ) 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ウ 「比較的重大な場合」とは、 (ア) 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治 1 週間以上 1 か月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 (イ) 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治 1 週間未満の傷害又はこれの相当する傷害を負わせた場合 エ 「軽微な場合」とは、口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治 1 週間未満の傷害又はこれの相当する傷害を負わせた場合をいう。
		(エ) 軽微な場合	6 日以上 1 月 未満の停職	

(27) 傷害、 暴行又は脅迫	イ 暴行 又は 脅迫	(ア) 極めて重大な場合	停職 3 月以上	(2) 暴行又は脅迫において、 ア 「極めて重大な場合」とは、 (ア) 刃物等を用いて暴行又は脅迫を加えた場合 (イ) 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 (ウ) 長期間に渡り複数の手段を用いて執拗に脅迫した場合 イ 「重大な場合」とは、 (ア) 道具（刃物等を除く。）を用いて暴行を加えた場合 (イ) 一方的に又は民間人に対し平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 (ウ) 複数回若しくは長期間に渡り暴行を加え又は脅迫をした場合 ウ 「軽微な場合」とは、 (ア) 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合 (イ) 一方的に又は民間人に対し平手打ち（1 回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合
		(イ) 重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職	
		(ウ) 軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職	

(27) 傷害、 暴行又 は脅迫	イ 暴行 又は 脅迫	(エ) 比較的軽微 な場合	停職の軽処分	エ 「比較的軽微な場合」 とは、 (ア) 口論等の喧嘩を契 機に平手打ち（１回程 度）、足を踏みつける 等の暴行を加えた場 合 (イ) 一方的に又は民間 人に対し胸ぐらをつ かむ、壁に押し付ける 等の暴行を加えた場 合
		(オ) 極めて軽微 な場合	軽処分以下（停 職を除く。）	オ 「極めて軽微な場合」 とは (ア) 口論等の喧嘩を契 機に胸ぐらをつかむ、 壁に押し付ける等の 傷害に至る可能性が 極めて低いと認めら れる暴行を加えた場 合 (イ) 脅迫の程度が軽微 な場合 (ウ) 被害者に向けられ た違法な有形力が身 体に作用しなかった 場合

違反態様			適用基準	適用基準
(28) 過失傷害 致死	ア 致死	(ア) 重大な場合	減給の重処分	1 本処分基準は、隊員が過失により、傷害又は傷害致死の行為を行った場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは過失の程度、傷害の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。
		(イ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	イ 傷害	(ア) 重大な場合	軽処分 (停職を除く。)	
		(イ) 軽微な場合	訓戒又は注意	

違反態様		処分基準	適用基準
(29) 私有車両 運転に伴 う悪質な 交通法規 違反	ア 極めて重大 な場合	停職 3 月 以上	1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両以外の自動車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）及び自転車で悪質な交通法規違反を行った場合に適用する。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反態様の内容、結果の程度、被害のてん補、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、 ア 自動車等による飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。） イ 故意の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 ウ 自動車等によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 (2) 「重大な場合」とは、 ア 過失の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 イ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 ウ 自動車等によるひき逃げの場合 エ 自転車によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 (3) 「比較的重大な場合」とは、 ア 無免許運転の場合
	イ 重大な場合	16 日 以 上 3 月 未 満の停職	
	ウ 比較的 重 大 な 場 合	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職	

(29) 私有車両 運転に伴 う悪質な 交通法規 違反	エ 軽微な場合	軽処分	イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等 においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で重傷又は 死亡を伴う場合 ウ 最高速度超過 30 km/h 以上（高 速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で軽傷を伴 う場合 エ 自動車等によるあて逃げの場合 オ 自転車によるひき逃げの場合 (4) 「軽微な場合」とは、 ア 最高速度超過 30 km/h 以上（高 速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合 イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等 においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で軽傷を伴 う場合 ウ 自転車による飲酒運転の場合 エ 自転車によるあて逃げの場合
	オ 極めて軽微 な場合	訓 戒 又 は 注 意	(5) 「極めて軽微な場合」とは、 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等 においては 20 km/h 以上 40 km/h 未 満）の速度違反の場合 3 軽傷又は重傷の程度区分は次に示す ところによる。 (1) 「軽傷」とは、全治 30 日未満を いう。 (2) 「重傷」とは、全治 30 日以上を いう。 4 「最高速度」とは、道路標識等によ りその最高速度が指定されている道路 においてはその速度、その他の道路に おいては政令で定める最高速度をい う。

違反態様		処分基準	適用基準
(30) 私行上の非行	ア わいせつ行為	(ア) 極めて重大な場合	停職 3月以上
		(イ) 重大な場合	6日以上 3月未満の停職
		(ウ) 軽微な場合	軽処分
	イ 他の私行上の非行	(ア) 重大な場合	重処分 (減給を除く。)
		(イ) 軽微な場合	軽処分 以下

- 1 本処分基準は、本処分基準は、隊員が隊員としての品位を傷つけ又は自衛隊の威信を失墜するような過度の飲酒、賭（と）博、破廉恥行為等を行った場合に適用する。
- 2 わいせつな行為等とは、性的な欲求を満たす目的で他の者に行う性的な言動をいう。
- 3 他の私行上の非行とは、わいせつな行為等以外で隊員が隊員としての品位を傷つけ又は自衛隊の威信を失墜する私的私行をいう。
- 4 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは動機、違反行為の種類、結果の程度、違反者の地位階級、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。
 - (1) 「極めて重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度及び自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。
 - (2) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度又は自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。
 - (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。

5 指揮監督義務違反

違反態様			処分基準	適用基準
(31) 指揮監督義務違反	ア 指揮監督者として通常なすべき義務を著しく怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	重処分 (減給を除く。)	1 本処分基準は、指揮監督の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、部下隊員の汚職事犯、金銭業務に関連する不正事犯、武器の損壊等又は秘密漏えい、火災事故その他の重大な事故が発生した場合に適用する。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、事故の内容、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、事故の内容が職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、事故の内容が職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
		(イ) 重大な場合	停職の軽処分	
		(ウ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	イ 指揮監督者として通常なすべき義務を怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	停職の軽処分	
		(イ) 重大な場合	減給の軽処分	
		(ウ) 軽微な場合	戒 告	
	ウ 指揮監督者として通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	(ア) 極めて重大な場合	減給の軽処分	
		(イ) 重大な場合	戒 告	

(31) 指揮監督義務違反	ウ 指揮監督者として通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	(ウ) 軽微な場合	訓戒又は注意	3 この基準は、指揮監督上の直接責任者に対する処分基準を示したものであり、指揮監督上の間接責任者に対して処分の必要がある場合は、直接責任者に対する処分との均衡を考慮して行うものとする。
------------------	------------------------------------	--------------	--------	--

別表第2
別表第2（第16条の2関係）

懲戒処分等の加重及び軽減の処分基準

違反態様	処分基準	加重した処分量定	軽減した処分量定
パワー・ハラスメント 傷害、暴行又は脅迫 上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等	免職		6月以上の停職
	停職6月以上		3月以上6月未満の停職
	停職3月以上		1月以上3月未満の停職
	3月以上6月未満の停職	停職6月以上	1月以上3月未満の停職
	1月以上3月未満の停職	3月以上6月未満の停職	6日以上1月未満の停職
	1月以上の停職	免職	6日以上1月未満の停職
	6日以上1月未満の停職	1日以上3月未満の停職	停職の軽処分
	停職の重処分	免職	停職の軽処分
	停職の軽処分	6日以上1月未満の停職	軽処分以下（停職を除く。）
	軽処分	6日以上1月未満の停職	訓戒
	軽処分以下（停職を除く。）	減給の重処分	
その他	免職		降任又は3月以上の停職
	免職又は降任		3月以上の停職
	停職3月以上		16日以上3月未満の停職
	停職16日以上		6日以上15日以下の停職
	重処分（減給を除く。）		停職の軽処分
	重処分		軽処分
	16日以上15日以下の停職	免職又は降任	6日以上15日以下の停職
	停職の重処分	免職又は降任	停職の軽処分
	16日以上3月未満の停職	停職3月以上	6日以上15日以下の停職
	6日以上3月未満の停職	停職3月以上	停職の軽処分
	6日以上15日以下の停職	16日以上3月未満の停職	停職の軽処分
	停職の軽処分	6日以上15日以下の停職	1月1/15以上 2月1/6以下の減給
	軽処分（戒告を除く。）	6日以上15日以下の停職	戒告
	軽処分	6日以上15日以下の停職	訓戒
	軽処分以下	6日以上15日以下の停職	
	減給の重処分	停職の軽処分	減給の軽処分
	減給の軽処分	減給の重処分	戒告
	軽処分（停職を除く。）	減給の重処分	訓戒
	軽処分以下（停職を除く。）	減給の重処分	
	減給1月1/15以下	1月1/15を超え 2月1/6以下の減給	
	戒告	減給1月1/30	訓戒又は注意
	戒告以下	減給1月1/30	
	訓戒又は注意	戒告	